

**改正**

平成13年 5月10日訓令第4号

平成16年 4月 1日訓令第3号

平成17年 4月 1日訓令第8号

平成18年 3月 7日訓令第1号

平成19年 3月26日訓令第2号

平成23年 4月 1日訓令第2号

平成24年 3月12日訓令第1号

平成26年 3月31日訓令第2号

平成27年 4月 1日訓令第3号

平成30年 3月30日訓令第2号

小矢部市建設請負工事等検査規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、小矢部市が発注する建設請負工事（以下「工事」という。）及び設計施行に係る業務委託（以下「業務委託」という。）の適正かつ能率的な検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この規程に用いる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 検査員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により工事又は業務委託の検査を行う者をいう。
- (2) 委託検査員 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により工事又は業務委託の検査を行う者をいう。
- (3) 工事担当課長 工事及び業務委託の執行を所管する課及び出先機関の長並びに小矢部市事務の補助執行に関する規則（昭和49年規則第9号）第5条の規定により市長の事務部局の課長の職の事務を補助執行する者をいう。

(検査員の任命)

**第3条** 検査員は、行政マネジメント課の職員をもって充てる。

- 2 市長は、同一の時期に多数の検査が競合する場合その他特別の理由があるときは、前項に掲げ

る者以外の職員を検査員に任命することができる。

(兼職の禁止)

**第4条** 工事及び業務委託の監督員である者は、当該工事又は当該業務委託の検査員となることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 災害、その他異常事態の発生によって、検査員が当該工事又は当該業務委託の検査を行うことが困難な場合

(2) 維持修繕工事又は特殊工事等で、当該工事の施工後直ちに検査を行わなければ工事完成の確認が著しく困難な場合

2 前項ただし書の規定により検査を行う監督員は、前条に規定する検査員とみなす。

(検査業務の委託)

**第5条** 市長は、委託検査員に検査を委託することができる。

2 市長は、前項による検査を行うときは、検査員を立ち合わせなければならない。

3 市長は、第1項の規定により検査を行わせたときは、その結果について委託検査員に第11条第1項及び第2項に規定する書類を提出させなければならない。

(検査の種類)

**第6条** 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 完成検査又は完了検査 工事の完成若しくは業務委託の完了を確認するために行う検査又は部分引き渡しを受ける部分の完成を確認する検査

(2) 出来形検査 工事の完成又は業務委託の完了前に当該工事及び当該業務委託の出来形部分に対し請負代金額の一部を支払うときに行う検査

(3) 中間検査 工事又は業務委託施工途中において、完成検査又は完了検査時に検査困難となる不可視部分等の確認を目的として行う検査

(検査員の職務)

**第7条** 検査員の職務は、前条に規定する検査及び第13条に規定する工事監察とする。

(検査の実施)

**第8条** 市長は、当該工事又は当該業務委託の受注者から次の各号のいずれかの書類の提出があったときは、第3条に定める検査員の中から当該工事又は当該業務委託の検査を行う検査員を指名し、工事担当課長に検査期日及び検査員の職氏名を通知しなければならない。

(1) 工事完成届

(2) 業務完了届

(3) 工事部分払金申請書

(4) 業務部分払金申請書

2 市長は、工事担当課長から中間検査依頼書（様式第1号）により中間検査の依頼があったときは、検査員を指名し検査を行わせるものとする。

（検査の実施基準）

**第9条** 検査は、契約書、仕様書、設計図書及び工事写真その他関係書類に基づき綿密かつ厳正に行わなければならない。

2 検査を実施するに当たっての必要な技術基準は、富山県が定める富山県建設工事検査技術基準その他の検査技術基準に準ずる。

（検査の立会い）

**第10条** 検査員が、工事又は業務委託の検査を実施するときは、次の各号に掲げる者を立ち合わせるものとする。

(1) 監督員又は工事担当課長、その課の課長補佐若しくは主査

(2) 受注者又は現場代理人若しくは主任技術者

（検査の復命等）

**第11条** 検査員は、検査を実施したときは、検査の種類に応じ次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、別表に定めるものについては、書類の提出を省略することができる。

(1) 完成検査又は完了検査

ア 工事の場合 工事完成検査復命書（様式第2号の1）及び工事検査調書（様式第5号の1）

イ 業務委託の場合 業務完了検査復命書（様式第2号の2）及び業務検査調書（様式第5号の2）

(2) 中間検査

ア 工事の場合 工事中間検査復命書（様式第3号の1）及び工事検査調書（様式第5号の1）

イ 業務委託の場合 業務中間検査復命書（様式第3号の2）及び業務検査調書（様式第5号の2）

(3) 出来形検査

ア 工事の場合 工事出来形検査復命書（様式第4号の1）及び工事検査調書（様式第5号の1）

イ 業務委託の場合 業務出来形検査復命書（様式第4号の2）及び業務検査調書（様式第5

号の2)

2 検査員は、完成検査を実施したときは、別に定める工事成績評定要領により、工事成績を評定するものとする。

3 検査員は、検査を実施したときは、速やかに次の各号に掲げる検査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める様式の通知書を当該工事又は当該業務委託の受注者に検査の結果を通知するものとする。

(1) 完成検査又は完了検査 工事完成検査結果通知書(様式第7号の1)又は業務完了検査結果通知書(様式第7号の2)

(2) 中間検査 工事中間検査結果通知書(様式第7号の3)又は業務中間検査結果通知書(様式第7号の4)

(3) 出来形検査 工事出来形検査結果通知書(様式第7号の5)又は業務出来形検査結果通知書(様式第7号の6)

(手直し)

**第12条** 検査員は、検査の結果、手直しの必要があると認めるときは、当該受注者に対し、期限を指定し、工事手直し命令書(様式第8号の1)及び業務手直し命令書(様式第8号の2)を受注者に送付し、手直しを行わせるものとする。

2 検査員は、前項の手直しを行わせるときは、当該手直しに関し技術的指導を行うことができる。

3 市長は、受注者から手直し工事完成届(様式第9号の1)又は手直し業務完了届(様式第9号の2)の提出があったときは、速やかに手直し部分の確認を当該工事又は当該業務委託の検査を行った検査員に行わせなければならない。

4 検査員は、前項の規定による確認をしたときは、前条に規定する検査の復命等を行わなければならない。

(工事監察)

**第13条** 検査員は、工事の適正な施工を図るため、工事施工途中において必要に応じ監察及び指導(以下「工事監察」という。)を行うことができる。

2 工事監察は、市長が必要と認める工事について、検査員を指名し、行わせるものとする。

3 工事監察は、第9条に定める検査の実施基準に基づき、次の各号に掲げる項目について行い、工事の施工状況を評価するものとする。

(1) 工程管理

(2) 出来形管理

- (3) 品質管理
- (4) 安全管理及び環境対策
- (5) 下請状況
- (6) 前各号に定めるもののほか技術管理上特に必要な事項

4 工事監察は、第10条に規定する者の立会いを求め行うものとする。

(検査台帳の整理等)

**第14条** 検査課は、検査の結果を整理したうえ、これを検査台帳（様式第10号）に記載して保存しておかなければならない。

(細則)

**第15条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成10年6月1日から施行する。

**附 則**（平成13年5月10日訓令第4号）

この訓令は、平成13年5月10日から施行する。

**附 則**（平成16年4月1日訓令第3号）

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成17年4月1日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成18年3月7日訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月26日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年4月1日訓令第2号）

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成24年3月12日訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年4月1日訓令第3号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日訓令第 2 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第11条関係）

区分	復命書を省略できるもの
工事請負費	50万円未満のもの
委託料（設計施行に係るもの）	同上
修繕料（工事請負に準ずるもの）	同上